

『摩訶僧祇律』の構造 一序一

佐々木 閑

現存する広律は六本であるが、これらはいずれも二つの主要部分から成っている。一つは波羅提木叉の註解である經分別、もう一つは僧団の集団行事を規定する犍度部である。このうち經分別に関しては、諸律間で大きな違いはなく、上座部系、大衆部系を問わず、すべての律がほぼ同じ内容になっている。

一方、犍度部の方は事情が違っている。上座部系の五本の律の犍度部は、ほぼ同一の構造を持っているのに対し、大衆部系の僧祇律だけは構造が全く異なっているのである。このような犍度部の違いの原因については、少数のすぐれた研究が発表されているが、未だ未解決な点が多い¹⁾。上座部系の律と大衆部系の律の間にこのような違いがあるのだから、それは上座部と大衆部の根本分裂に起因するものと考えるのが最も妥当な解釈かもしれないが、それも単なる推測に過ぎず、具体的な証拠があるわけでもない。それに、上座部律と大衆部律の犍度部の違いが根本分裂に起因するなら、どうして經分別にはそのような構造的相違がないのか、犍度部だけがどうして違ってしまったのかという疑問が残る。本稿では、この僧祇律犍度部の構造解明を試みるが、紙数が限られているため、序論として概要を述べるにとどめ、その詳細は別稿で論じることにする。なお、僧祇律の構造を解明するための基礎資料として、私は先に、僧祇律犍度部の内容一覧表を発表したので、それも合わせて参照していただければ一層理解が容易になるものと考え²⁾。なお文中のカッコ内の数字は一覧表の番号である。

僧祇律犍度部の内容を考察するに先だって、上座部系諸律の犍度部の構造を大まかに説明しておこう。パーリ律等の上座部系諸律の犍度部は幾つかの章に分かれていて、それら一つ一つの章は *khandhaka* (犍度), *vastu*, **dharmaka* (法) などと呼ばれている。律によって呼称は違っているが、対応する各章の内容には大きな違いはない。どの律も最初は受戒作法を説明する章から始まっている。この章ではさらに、和尚、阿闍梨、弟子の行動についても詳しい規定が定められている。続いて、第二章「布薩」、第三章「安居」といった順序で儀式や生活法の説明が続く。以下、各章の題名と内容について、パーリ律を例にとって下に記す。

1 Mahā-khandhaka	受戒作法の説明
2 Uposatha-kh.	布薩儀式の説明
3 Vassupanāyika-kh.	雨安居に関する規定
4 Pavāraṇa-kh.	自恣に関する規定
5 Camma-kh.	革製得の使用に関する規定
6 Bhesajja-kh.	薬の使用に関する規定
7 Kathina-kh.	カチナ衣の受持に関する規定
8 Cīvara-kh.	衣に関する規定
9 Campeyya-kh.	羯磨の成立条件に関する規定
10 Kosamba-kh.	僧団が和合するための規定
11 Kamma-kh.	比丘に罰則を与えるための羯磨の規定
12 Pārivāsika-kh.	別住の処分を受けた比丘の行動に関する規定
13 Samuccaya-kh.	僧残罪を犯した比丘に関する規定
14 Samatha-kh.	諍いの解決に関する規定
15 Khuddakavatthu-kh.	日常生活に関する細かい規定
16 Senāsana-kh.	住居、寝具に関する規定
17 Saṃghabheda-kh.	破僧に関する規定
18 Vatta-kh.	行儀作法に関する規定
19 Pātimokkhaṭṭhapaṇa-kh.	悪比丘を布薩に参加させないための規定
20 Bhikkhuni-kh.	比丘尼の行動に関する規定
21 Pañcasatika-kh.	第一結集の記録
22 Sattasatika-kh.	第二結集の記録

これを他の上座部系律蔵と比較した場合、律によって章の順序が入れ替わっていたり、複数の章が一つにまとめられていたりすることもあるが、それらの相違はあくまでも章単位で現われている。どんなに章の配置順序が変わっても、対応する章の内容に関しては諸律間にはほとんど違いはない。どの律の順序が本来のものか決定することはできないが、そのオリジナルの捷度部から、単なる章単位の配置変えを行なうことによって現在のような複数の異なった捷度部が作られたのである。それでも捷度部の冒頭で受戒、布薩、安居、自恣などの僧団の重要儀礼がまとめて説明されるといった基本構造は保持されている。

上座部系諸律間のこのような相違に対して、上座部系諸律と僧祇律との間の相違は全く次元が違う。僧祇律では、この「章」(*khandhaka*, *vastu*)という単位その

ものが存在しない。そして一見なんの関係もない事項が雑然と並んでいるように見えるのである。この僧祇律健度部の奇怪な構造を初めて正確に分析したのはフラウワルナーである³⁾。フラウワルナーは、律蔵の健度部が編纂された際、仏陀の成道から涅槃にいたる一生涯の事績が枠組みとして利用されたと考えた。すなわち健度部の編纂者は、第一章「受戒健度」の冒頭に成道譚を据え、成道後の僧団発展に関連させて受戒作法の成立を説き、以下、仏陀布教中の出来事として種々の規則制度を順次解説し、最後に仏滅および結集記事で全体をしめくくったというのである。この説を主張するためには、最初期の健度部が、現在の上座部系諸律の健度部と同じ構造を持っていたという前提が必要である。そして僧祇律の健度部は、このような枠組みとは相いれない構造を持つから、それは原形健度部が後に改変されてできたものと考えざるを得ない。そこでフラウワルナーは、僧祇律健度部を詳しく分析し、上座部系諸律と比較することによって両者の異同を明示し、僧祇律健度部も本来は上座部系律の健度部と同じ構造であったことを示したのである。健度部の成立に関するフラウワルナーの説が果たして正しいのか誤っているのか、現段階で判断を下すことはできないと考える。しかし彼の示した僧祇律健度部の分析結果はまことに正確であり、その特異性を見事に把握している。彼の研究結果を踏まえたうえで、今回の調査によって明らかとなった、僧祇律健度部が持つ特異性の原因について以下に略説する。

僧祇律では一番最初に受戒の規則がでてくる。これは上座部系の律と同じである(前ページのリストでいうと No. 1)。ただし、上座部系の律と違って、和尚、阿闍梨、弟子の行動に関する規則は抜けている。そしてそれは、健度部のずっと後のところで、別個に独立したかたちで現われている(32, 33)。これは僧祇律健度部が持つ大きな特異性の一つである。さらにそのあとが違う。上座部系律では受戒規則に続いて布薩、安居、自恣といった重要儀式の作法が規定されるのだが、僧祇律の場合、受戒規則のあとに続くのは羯磨の説明である。まず初めに羯磨に関する総論がくる。内容は、様々な羯磨の分類分けと、それらの成立条件である。このような体系的な総論は上座部系諸律には見られない、僧祇律独特の記述である(6, 7)。そしてそれに引き続いて白三羯磨の一々が詳説される。直前の総論では白三羯磨として折伏、不語、擯出、発喜、拳、別住、摩那埵、阿浮羯磨の八種が挙げられていたのだが、その一々について詳しい説明が続くのである(8)。そして最後に、これら八羯磨を解除するための条件が一括して述べられている(9)。ところでパーリ律の場合、この八種の羯磨は、健度部の後半部 No. 9, 10, 11, 12,

13 という五つの章で集中的に説明されている。したがって、僧祇律のこの部分と、パーリ律の五つの章は、内容が互いに相似である。フラウワルナーは、僧祇律の場合も、この八つの羯磨は本来、パーリ律と同じく捷度部後半のいくつかの章で規定されていたが、その後の改変で受戒規則の直後に配置替えされたものと考えている。確かにこのような配置替えが行なわれたのであろう。しかしパーリ律の五つの章をそのまま受戒規則の後ろへ移しかえても僧祇律のような形にはならない。パーリ律における五つの章は互いに独立した内容を持っており、それぞれ違った話を因縁譚とし、違った構成をとっているのに対し、僧祇律のほうは、八つの羯磨が順を追って秩序正しく論じられ、最後には解除条件が一括したかたちで述べられる。上座部系律には見られない羯磨総論が存在することとも考え合わせるなら、僧祇律の編纂者が、本来互いに独立して八つの羯磨を説明していた複数の章を一体化し、一つの体系として白三羯磨を論じようと企てていたことがわかるのである。念のため、受戒規則直後の構成を図示しておく。

受戒規則→羯磨総論→白三羯磨各論→白三羯磨の解除条件

羯磨総論では、白三羯磨に八種あるとあって折伏羯磨に始まる八つの羯磨を列挙し、それをそのあとの白三羯磨各論で詳説しているわけだが、実際に僧祇律に現われる白三羯磨を調べてみると、八種どころではなく、その数は三十七種にもなる。第一、最初の受戒作法からして白三羯磨を用いる代表的な儀式であるのにここには含まれていない。僧祇律の編纂者はここで羯磨を総体的に解説しようとしているが、実際の対象としているのは八種の羯磨だけなのである。先にも言ったように、これら八種の羯磨はパーリ律でいうと後半の五つの章で集中的に説明される特別な羯磨である。僧祇律の編纂者が本来上座部系律と同じ構造を持っていた律を改変して、羯磨の体系的解説を行なおうとしたならば、まず冒頭の受戒規則はそれ自体重要な羯磨であるからそのままにしておいて、そのあとに羯磨総論を持ってくるのは全く自然なやりかたである。そして本当ならば総論のあとにすべての羯磨の事例をもってきたいところだが、僧祇律全体で百以上もある羯磨（白三が三十七種、白一が六十六種）の記述を抜き出してここへもってくるなどとうてい不可能であるから、連続した幾つかの章でまとめて説明されている八種の特別な白三羯磨だけをとりだし、章立てを取り払って一体化したかたちでここに挿入したものと考えられる。これによって、最小の改変で羯磨の一般則を提示できることになる。

僧祇律ではこのあと、八種羯磨の補足として捨拳羯磨の説明を行ない、それか

ら突然、破僧の処理方法が説明される(10, 11)。この箇所は羯磨とは何の関係もない。そして非常に重要な点は、この部分がアショークの分裂法勅と直接対応しているという事実である⁴⁾。僧祇律の編纂者が羯磨に関する一応の概説を終えた後で、アショーク碑文と対応する記述を持ってきているということは、僧祇律の改変がアショークと何らかの関係を持っていたことを窺わせる。この点に関しては別稿にて詳しく論じる予定である。

このあと僧祇律犍度部の中でも最も理解に苦しむ箇所に入る。先の破僧処理に続くのは「与波羅夷学悔」白三羯磨、すなわち波羅夷第一条姪戒を犯した比丘に対し、僧団追放を免除する代わりに、終生、彼の大部分の僧権を剝奪することを決定する羯磨である。これは本来、経分別の波羅夷第一条にあるべき記述であるが、それがこんなところへ突然現われる(12)。その次が「覓罪相」白三羯磨である(13)。これは、罪を正しく告白しない比丘から終生、八つの僧権を奪う羯磨であって、本来、滅諍法に含まれている羯磨である。滅諍法には他にも「憶念毘尼滅羯磨」、「不癡毘尼滅羯磨」といった別の羯磨もあるのに、なぜ「覓罪相」だけがここで説明されるのか、これも不思議である⁵⁾。このあたりになるとフラウワルナーも、単に内容を紹介するだけで素通りしてしまう。しかしこの二つの羯磨を、僧祇律に現われるすべての白三羯磨の中で対比させてみると、ある特殊性を持つことに気が付く。これらは、比丘に対して懲罰を与えるための羯磨なのである。僧祇律の白三羯磨の中で、比丘の懲罰に関係する羯磨を抜き出してみると、この二つと、それから先に論じた、折伏に始まる八種の羯磨の計十種だけである。こうして、八種羯磨のあとに、残りの二つの懲罰羯磨を加えることによって、すべての懲罰羯磨が網羅されたことになるわけだ。それでは、僧祇律編纂者の本来の意図が懲罰羯磨の解説にあったのかというと、そうは思えない。先の羯磨総論では白三羯磨は八種であるといって、折伏等の八種のみを列挙し、与波羅夷学悔や覓罪相は全く考慮に入っていない。そして、八種羯磨の説明が終り、破僧処理という全く別の話題が終わったあとで突然この二つが現われる。もし最初から懲罰羯磨全体を扱うつもりだったのなら、このような不自然な構成は採らなかったはずである。破僧処理を述べたところまでが第一段階で、その後、懲罰羯磨という共通項の故に、さらに二つの羯磨が付加されたとみるべきであろう。

続いて、他の比丘の罪を指摘する場合の正しい手続き方法、罪の処理方法、駆出すべき七種の罪そしてデーヴァダッタの破僧事件が語られるが、これらは要するに、今まで説明してきた懲罰羯磨および破僧処理方法の残滓である(14, 15, 16,

17)。上座部系律から、懲罰羯磨および破僧処理方法の記述を抜き出して新たに体系化した場合、その体系に入り切れず、どうしても残ってしまう部分がでてくる。それがここに集められているのである。体系化の残滓が来ているということは、ここで再び編集作業は一段落したということであるが、確かにこのあとには様相の一変した記述が始まる。まず断事人(諍いを裁断して和解させる役職)を任命する白三羯磨が説明される(18)。ところがこの記述の間を割いて、重要な文が挿入されている。その内容は、「羯磨には二十八の白一羯磨と八つの白三羯磨がある」というものである。そして八つの白三羯磨の名が列举される。これは、先の羯磨総論での文句と全く同じである⁶⁾。では八つの白三羯磨が先程と同じ折伏等の八種になっているかという、これが全然別もので、断事人の任命、教誡比丘尼人の任命、一月不失衣羯磨、悔羯磨、癡羯磨、発露羯磨、覆鉢羯磨、拜学家羯磨の八つである。すべてが、今まで出てこなかった別の白三羯磨である。これによって、律を改変して羯磨を集散的に説明しようという編纂者の意図が、いよいよ明かとなる。すべての懲罰羯磨を集めて一段落したところで、今度はその他の白三羯磨を集めにかかっているのである。まず断事人任命の記述を持ってきて、それをとっかかりとして八つの羯磨名を並べてみせた。しかしそれぞれについての説明はない。おそらくこれ以上律を切り張りすることが困難だったのであろう、名称を列举するだけである。また、僧祇律にはまだいくらか白三羯磨が存在しているのに八種しか列举しないのは、先の羯磨総論で使われた「白一が二十八種、白三が八種」という表現を固守したからであるが、これは僧祇律の改変が時間的に隔たった複数の段階を経たことを示しているのかもしれない。つまり、ここの改変は、「白三は八種」という表現が固定した後で行なわれたのではないかと考えるのである。

これに続いてかなり長い、房舎健度に相当する記述が続くが、上座部系律の構成から見て、ここに房舎健度が来るのは不自然である(19, 20, 21, 22, 23, 24)。しかし、その中に「営事比丘五年住羯磨」という白三羯磨が含まれている点が重要である⁷⁾。これは、最初の八種白三羯磨にも、二番目の八種白三羯磨にも入っていなかった初出の白三羯磨であり、そして健度部の中に出てくる、比丘が行なう白三羯磨としては、未だ言及されていなかった唯一の白三羯磨なのである⁸⁾。つまり、これによって、少なくとも健度部にでてくる比丘の白三羯磨はすべて網羅されることになるわけだ。もちろんほかにも経分別部分などには、未だ言及されない白三羯磨が残っているが、改変の領域を健度部に限定する限り、これが精一杯

であろう。

これで僧祇律の最も不可解な部分が終わった。このあとは上座部系律と同じく、布薩、安居、自恣といった章が続く。すなわち、今まで見てきた、羯磨に関する改変部分が、受戒犍度と布薩犍度のあいだにすっぽり入り込んでいるわけだ。このあとの構成は上座部系律とそれほど変わらない。フラウワルナーも気付いているように、僧祇律の最も大きな特異性は、受戒犍度と布薩犍度には含まれた雑多な記述と、本来受戒犍度にあるべき和尚、阿闍梨、弟子の行動規則がうしろに回されているという二点にある。前者については今その原因が明かになったし、後者についても、この部分がかなりの長文であり、そしてそれが羯磨とは関係のない規則であることを考えれば、同じ原因によって後ろへまわされたのだということが理解できる。すなわち、僧祇律犍度部は本来上座部系と同じ構造であったが、羯磨を体系的に解説するという意図のもとに改変されたのである。原文をあげてのより詳細な論証は別稿で論じるつもりである。

- 1) E. Frauwallner, *The Earliest Vinaya and the Beginnings of Buddhist Literature*, Roma 1956; 平川彰『律蔵の研究』, 東京 山喜房仏書林 1970, pp. 644-669.
- 2) 佐々木閑『『摩訶僧祇律』跋渠法, 威儀法内容一覧』『花園大学研究紀要』24号, 1992. なお、僧祇律の犍度部は実際は跋渠法と呼ばれているのだが、本稿では便宜上、犍度部と呼ぶことにする。
- 3) Frauwallner, pp. 198-207.
- 4) 佐々木閑 “Buddhist Secits in the Aśoka Period (1)-The Meaning of the Schism Edict-” 『仏教研究』18号, 1989, pp. 181-202.
- 5) 滅淨法については平川彰『原始仏教教団における裁判組織』『古代学』2-巻1号, 1953, pp. 1-19; 佐藤密雄『原始仏教教団の研究』東京 山喜房仏書林, 1972, pp. 329-409; 佐々木閑「根本有部律 *Adhikaraṇavastu* について」『印仏研』32巻1号, 1983, pp. 174-175.
- 6) 大正 XXII, 443b¹⁶⁻²⁴.
- 7) 大正 XXII, 445a.
- 8) 比丘尼僧団が行なう白三羯磨は犍度部に三種、比丘尼経分別部分に四種含まれているが、今考察している改変部分では全く言及されない。

〈キーワード〉 摩訶僧祇律, 羯磨, 犍度

(花園大学助教授)